様式第4号（第3条関係）

　 年 　月 　日

**道の駅湯の川利用取消・変更・中止通知書**

氏名又は名称

　　　　　　様

出　雲　市　長

下記のとおり道の駅湯の川施設利用の取消・変更・中止を通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請年月日及び受付番号 | 　　年　　月　　日　　第　　　号 |
| 承認を受けた施設 |  |
| 承認を受けた内容 |  |
| 取消又は変更をする事項 |  |
| 理　　由 |  |
| 使用料の変更 | 　　　　　円　－　　　　　 　　円　　＝　　　　　円（既納使用料）　（変更又は取消後の使用料）　（過不足額） |
| その他特記事項 |  |

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。